

障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業 概要

対象者

- ① 市内に事務所又は事業所を有し、飲食・物販・医療等のサービスを不特定多数の者が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者
- ② 市内において活動している町内会、サークル、PTA等の団体やグループ

注) 本助成事業は、障害者個人ではなく、障害者への配慮を必要とする事業者・団体を対象としています。

申請方法

申請前に、まずは名古屋市障害者差別相談センターにご相談ください。

注) ナゴヤあいサポート事業へ参加していただく必要があります(助成後でもOK!)

注) 申請前にすでに作成・購入済みの物品等は、本助成事業の対象外となります。



ナゴヤあいサポート事業

TEL:052-678-3001 FAX:052-678-2888

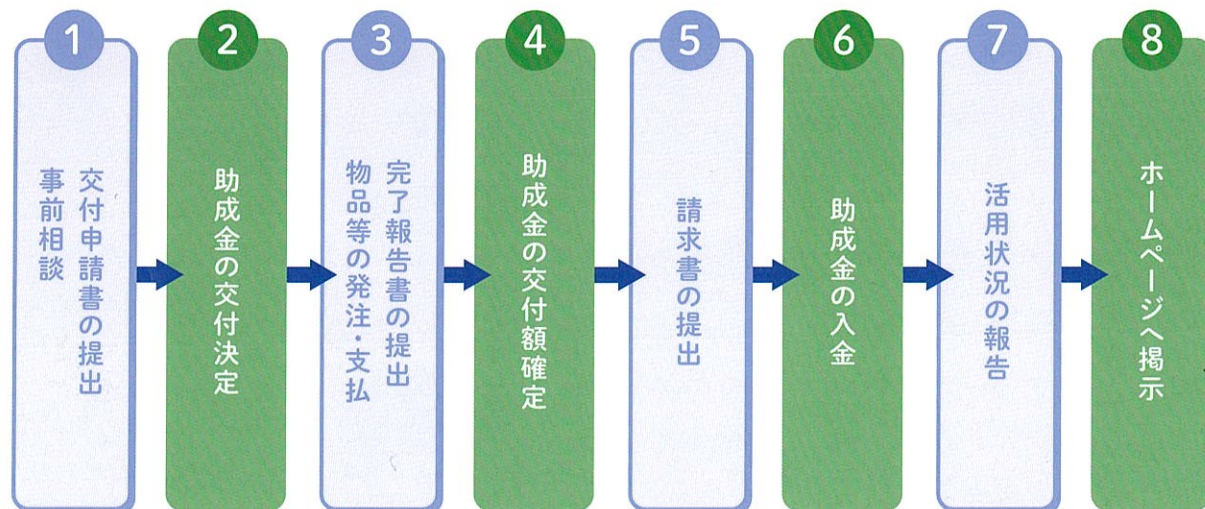
<https://shougairikai-nagoya.jp/aisupport>

名古屋市では、障害の特性を理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」等を養成することにより、障害のある人が暮らしやすい地域社会を市民皆でつくっていく「あいサポート運動」を行っています。

助成事業の流れ

事業者等

障害者差別相談センター



本助成事業をご利用いただいた際には、ステッカーを交付するので、店内に貼付するなど、啓発にご協力ください。



本助成事業は、名古屋市から委託を受けて社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が運営しています。



ひとに、ひたむきに。
社会福祉法人
名古屋市社会福祉協議会

問い合わせ先 名古屋市障害者差別相談センター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17番1号(総合社会福祉会館5階)

Tel 052-856-8181 Fax 052-919-7585

E-mail inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp <https://nagoya-sabetsusoudan.jp>

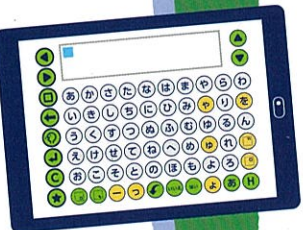


このチラシは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

事業者・団体の皆様へ

名古屋市

障害者への合理的配慮の提供支援に係る助成事業



障害者差別解消法では、

事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されています。

名古屋市では、障害のない人と同様なサービスを受けることを目的とした

配慮を行う際に必要となる物品の購入費用等の

助成事業を実施しています。



点字メニュー・コミュニケーションボードなどの

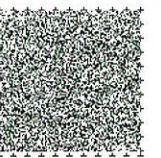
1 コミュニケーションツール 最大 **50,000円** 作成費

折り畳み式スロープ・筆談ボードなどの

2 物品購入費 最大 **100,000円**



名古屋市・名古屋市障害者差別相談センター



▲Uni-Voice
目の不自由な方のための
音声コードです。



スロープ

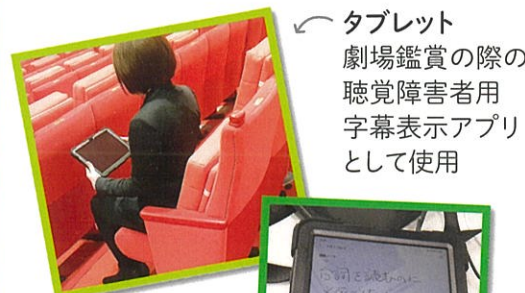
A1 患者さまからご要望いただいていたが、安価な簡易スロープでは、事故が心配でした。この制度を知り利用しようと思いました。

A2 出入口が狭いため、車いすの患者さまの出入りの際、他の患者さまは玄関先で待機してもらうことがありましたが、スロープを使用するようになり、院内移動が安全に素早く、スムーズにできるようになりました。

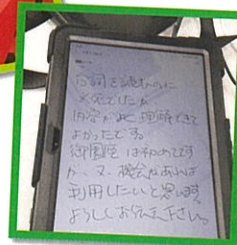
A3 「安心して通院できるようになった」と喜んでいただいています。



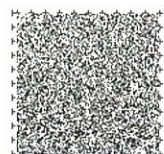
スロープ
出入口の段差解消に使用



タブレット
劇場鑑賞の際の
聴覚障害者用
字幕表示アプリ
として使用



筆談ボードとして
アンケート結果が記入できる



筆談ボード

A1 高度難聴の患者さまとの話は、メモ帳を利用していましたが、筆談ボードがあれば便利だと思っていました。

A2 筆談ボードを使用することにより、メモをシュレッターにかける手間が省けたことと、情報を患者さまの目の前で、消去することもでき、プライバシー保護もできるようになりました。

A3 「スタッフとのコミュニケーションもスムーズにできるようになった」と喜んでいただいています。



筆談ボード
受付にて使用



Q1 購入のきっかけは？ **Q2** 購入後の結果は？ **Q3** 利用者からの評判は？

鑑賞サポートタブレット

A1 問合せは少なかったですが、他の劇場での事例があり、申請することで、この制度が広まれば良いと思いました。

A2 鑑賞サポートタブレットがあるなら、「行ってみよう」「利用してみよう」と思っていただけの方からの問合せがあり、劇場へ来場する一つの要素となっています。さらに、職員の意識変化につながったと感じています。

A3 「内容がよく理解できてよかったです。」「御園座は初めてですが、又、機会があれば利用したいと思います。」と嬉しい声をいただいています。

(※)『意識のバリアフリー行動』とは

「周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れない意識上のバリアをなくすため、障害の有無にかかわらず、誰もが障害及び障害のある人に対する理解を深め、バリアを感じている人の身になって考え、そのために必要な行動を起こすこと」をいいます。



車いす・筆談ボード

A1 以前から障害のある患者さまが診療に来られており、購入を検討していましたが、物品が高額なため、購入を躊躇していました。この制度を知り、利用しようと思いました。

A2 障害のある方だけではなく、高齢者の方も利用することができ、院内のオペレーションもスムーズになりました。

A3 「筆談ボードの指差しページが便利」と好評です。

車いす
院内移動に使用



筆談ボード
「指差しページ」
診療時に使用



車いす・スロープ・筆談ボード

A1 以前よりご家族の方より入口の段差にて、車いす介助依頼があったことや、車いすの常設の必要性を感じていました。筆談ボードは、紙を使用していたため資源削除になると思いました。

A2 制度を利用し設備を増やすことで、患者さまにとって通いやすいクリニック、より良い診療へと繋がると感じました。

車いすは、身体障害がある方だけでなく、精神症状が強く移動が困難な場合などにも幅広く使用でき、患者さまの誘導・移動が楽になりました。

A3 「必要時に備えてある」ということで、患者さまや職員の安心感が広がりました。

車いす
院内移動に使用



スロープ
出入口の
段差解消に使用

